KPMG あずさ監査法人

ASBJ、継続企業の前提に関する取扱いを定める会計基準案を公表

2026年10月23日、ASBJより、企業会計基準公開草案第100号「継続企業に関する会計基準（案）」等が公表されました。

継続企業の前提の評価期間　継続企業の前提の評価の判断基準　後発事象の評価期間

News

- **継続企業の前提の評価期間**が従来よりも延長され、決算日後、少なくとも**財務諸表の公表の承認日後1年を経過した日まで**とすることが提案されています。
- **継続企業の前提の評価の判断基準**として、企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合、またはこれら以外に現実的な代替案がない場合を除き、企業は、継続企業を前提として財務諸表を作成する定めを置くことが提案されています。
- **後発事象の評価期間**に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象等が識別され、重要な不確実性が認められる場合、重要な後発事象ではなく、**継続企業の前提に関する注記として開示**することが提案されています。

Background

日本公認会計士協会が公表した企業会計に関する実務指針等をASBJに移管するプロジェクトにおいて、監査に関する指針に会計に関連する記載が含まれる実務指針等のうち、移管の優先順位が高いと判断された継続企業について、**監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」**（以下「報告第74号」）における**会計に関する内容**を基本的に踏襲し、**ASBJの会計基準に移管**することが提案されています。

Insight

継続企業の前提の評価期間は財務諸表の公表の承認日後1年まで延長されるため、財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供することとなると考えられる一方、企業においては、従来よりも長期の事業計画や資金繰り計画の整備が必要となります。

なお、継続企業の前提に関する評価・開示の指針は報告第74号を基本的に踏襲しており、**現行の実務を変更しない範囲**でASBJの会計基準に移管されています。**後発事象の評価期間**に継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合の**注記事項と注記場所の変更**にも留意が必要です。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.
Document Classification: KPMG Public

1. 公開草案の公表

ASBJは2026年10月23日、企業会計基準公開草案第100号「継続企業に関する会計基準（案）」（以下「継続企業会計基準案」）および企業会計基準適用指針公開草案第95号「継続企業に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「継続企業適用指針案」）を公表しました。

また、継続企業会計基準案の公表に伴い、「財務諸表の公表の承認日」の定義等を定めるため、企業会計基準公開草案第101号「後発事象に関する会計基準（案）」（以下「後発事象会計基準案」）および企業会計基準適用指針公開草案第96号「後発事象に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「後発事象適用指針案」）も併せて公表されています。

本公開草案に対するコメント期限は、2026年12月25日です。

2. 本公開草案公表の経緯

わが国では、これまで継続企業の前提に関する評価および開示について、企業会計審議会「監査基準」、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書570「継続企業」（以下「監基報570」）、報告第74号および財務諸表等規則等に取扱いが定められていました。一方、年度の財務諸表を対象とする会計基準では、継続企業の前提に関する評価および開示に関する包括的な定めが設けられていませんでした。

ASBJおよび日本公認会計士協会は、日本公認会計士協会が公表した企業会計に関する実務指針等をASBJに移管するプロジェクトを進めています。この一環として、本公開草案では、**報告第74号の会計に関する内容を基本的に踏襲**し、ASBJの会計基準に移管することが提案されています。

3. 本公開草案の概要

（1）「財務諸表の公表の承認日」の定義

継続企業会計基準案では、**「財務諸表の公表の承認日」**は、企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」（以下「後発事象会計基準」）における「財務諸表の公表の承認日」と同義であるため、後発事象会計基準を参照し定義することが提案されています（継続企業会計基準案第4項）。

参照先の後発事象会計基準案では、「用語の定義」において、「『財務諸表の公表の承認日』とは、財務諸表を構成するすべての計算書（関連する注記を含む。）を作成した上で、財務諸表を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が当該財務諸表の公表を承認した日付をいう。」と定義することが提案されています（後発事象会計基準案第6-2項）。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.
Document Classification: KPMG Public

この定義は、後発事象会計基準と整合的となるように日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560「後発事象」（以下「監基報560」）の改正案が2026年7月に公表されたことを踏まえて、監基報560とより整合的なものとすることで、会計基準と監査基準との間の整合性を確保し、実務上の混乱を避けることを意図したものです（継続企業会計基準案BC6項からBC8項、後発事象会計基準案BC8-2項からBC8-6項）。

（2）継続企業の前提に関する評価

① 継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性の評価

財務諸表の作成にあたって、合理的に入手できるすべての情報を考慮し、所定の評価期間（本セクション②参照）にわたり継続企業として存続する能力を有するかどうかを評価することが提案されています。企業の清算もしくは営業停止の意図がある場合、またはこれら以外に現実的な代替案がない場合を除き、企業は、継続企業を前提として財務諸表を作成するとされています（継続企業会計基準案第5項）。

上記の後段は、監基報570第2項の記述に基づいており、監査実務上の判断基準として機能していると考えられることから、これを会計基準に取り込むことは、現行の実務を変更しない範囲で報告第74号を移管することになると考えられたものです。また、本提案は、IFRS®会計基準と整合的な取扱いとなることが示されています（継続企業会計基準案BC10項およびBC11項）。

② 継続企業の前提に関する評価を行う期間

報告第74号では、継続企業の前提に関する評価を行う期間を、少なくとも決算日から1年間としていました。これに対し、継続企業会計基準案では、**決算日後、少なくとも財務諸表の公表の承認日後1年を経過した日までの期間**とすることが提案されています。連結財務諸表では、「決算日後」を「連結決算日後」と読み替えます（継続企業会計基準案第5項および第6項）。

これにより、継続企業の前提に関する評価に最低限必要となる期間が延長され、従来よりも先の将来の事象または状況が評価対象となるため、財務諸表利用者に有用な情報が提供される考えが示されています。また本提案は、2024年の国際監査基準（ISA）570「継続企業」の改訂と同様に改正することが日本公認会計士協会から提案されている監基報570の改正案（2025年12月公表）と整合的であることから、監査実務の安定性に資するとされています（継続企業会計基準案BC12項およびBC13項）。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.
Document Classification: KPMG Public

③ 会計監査人設置会社における「財務諸表の公表の承認日」

会計監査人設置会社において、会計監査人により監査される計算書類等または連結計算書類については、前述の「財務諸表の公表の承認日」を、「企業が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則に準拠して計算書類等又は連結計算書類を作成する監査契約上の責任を果たしたことを確認した日」（企業会計基準適用指針第35号「後発事象に関する会計基準の適用指針」第4項、以下「確認日」）と読み替えることが提案されています（継続企業適用指針案第3項）。

この場合、継続企業の前提に関する評価を行う期間は、決算日後、少なくとも確認日後1年を経過した日までの期間となります。

④ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在するかどうかの判断と重要な不確実性の評価

a. 事象または状況が存在するかどうかの判断

企業は、決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が、単独でまたは複合して存在するかどうかを、総合的に判断することが提案されています（継続企業会計基準案第7項）。

なお、このような事象または状況の例示については、会計基準と監査基準の整合性を確保して実務を安定させる観点から、今後の監査実務において参照されることが見込まれる、監基報570の改正案と整合する例示が継続企業適用指針案に定められています（継続企業会計基準案第7項、継続企業適用指針案第4項および第5項）。

b. 重要な不確実性の評価

決算日において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在すると判断した場合、これを解消・改善する対応策をとってもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを評価することが提案されています。

なお、対応策については、監基報570との整合性を考慮し、(i)対応策をとる意思および能力の有無、(ii)対応策の所定の評価期間（本セクション②参照）における実行可能性、および(iii)対応策が事象または状況の影響軽減に十分である可能性の高低を含めて検討する提案が行われ、対応策の例示が継続企業適用指針案に定められています（継続企業会計基準案第8項、BC15項およびBC16項、継続企業適用指針案第6項および第7項）。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.
Document Classification: KPMG Public

（3）継続企業の前提に関する開示

① 開示目的

継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるものの、決算日において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であること、およびその重要な不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を開示するという開示目的が提案されています。

② 決算日において重要な不確実性が認められる場合

次の事項を注記することが提案されています（継続企業会計基準案第11項および第12項、BC17項およびBC18項）。

a. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が、決算日現在に存在する旨およびその内容
b. 当該事象または状況を解消・改善するための対応策
c. 継続企業の前提に重要な不確実性が認められる旨およびその理由
d. 財務諸表が継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨

③ 決算日後に重要な不確実性が認められる場合

決算日後、財務諸表の公表の承認日までの間（後発事象の評価期間）に、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況の存在が識別され、重要な不確実性が認められる場合には、**基本的に②と同様の事項を注記**することが提案されています。ただし、②**a**に関しては、当該事象または状況が「決算日現在に存在する旨およびその内容」に代えて、「**決算日後に発生した旨**およびその内容」を注記します（継続企業会計基準案第13項）。

なお、報告第74号からの変更点として、継続企業の前提が財務諸表作成の根幹に関わることを重視し、従来は重要な後発事象に関する注記事項とされていた本注記を、**継続企業の前提に関する注記事項と位置付ける**とともに、②**d**が有用であるとして**本注記に追加**することが提案されています（継続企業会計基準案BC19項およびBC20項）。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.
Document Classification: KPMG Public

4. 適用時期および経過措置

継続企業会計基準案および継続企業適用指針案は、関連する監査基準の改訂の実施時期と同時期とし、2028年3月31日以後終了する連結会計年度および事業年度の年度末に係る財務諸表から、将来にわたって適用することが提案されています（継続企業会計基準案第15項およびBC22項、継続企業適用指針案第8項）。

なお、継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性の評価を遡及的に求めることは適切でないため、将来にわたって適用することが提案されています（継続企業会計基準案BC23項）。

また、適用初年度の比較情報については、新たな表示方法に従った組み替えを行うことを要しないこととする経過措置が提案されています。これは、後発事象の評価期間に識別された継続企業の前提に関する注記について表示方法の変更に該当する場合でも、比較情報を組み替えることで情報の有用性が高まる効果は限定的と考えられるためとされています（継続企業会計基準案第16項およびBC24項）。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

Document Classification: KPMG Public